任技術者は、２級建築施工管理技士(躯体、仕上げの種別は除く。)又は二級建築士以上の資格を有する者とする。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築施工管理技士又は一級建築士と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認めた者とする。

イ　平成21年度から申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡が完了した次のＡの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験を有すること。経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は代表となる主任技術者）が、Ａの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験を有することとし、他の配置技術者の工事経験は問わない。

ただし、請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まないものとする。

なお、共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

また、当該工事経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係るものである場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

Ａ　同種工事

・新築又は増築で躯体及び仕上を含む建築一式工事

㋐　建物用途　戸建住宅を除く用途

㋑　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造（プレハブを除く）又は鉄筋コンクリート造

㋒　工事規模　延べ面積　1,000㎡以上（増築の場合は、増築部分の延べ面積）

㋓　階数　地上２階以上

※上記Ａについては、公共・民間工事を問わない。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照。)。

⑾　北海道開発局が発注した工事区分「建築」に係る工事のうち、令和４年度から令和５年度に完成したものがある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上（経常建設共同企業体の場合は、全構成員の平均点で65点以上。)あること。この実績がない場合は、さらに２年度遡った平均点が65点以上であること。

なお、受注実績がない場合については、工事成績評定点を65点とする。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を65点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」(100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～65点の範囲で「加算点」を与える。

評価項目

㋐　本施設における施工の品質向上に関する具体的な取組とその効果

㋑　本施設における施工の生産性向上に関する具体的な取組とその効果

㋒　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

㋓　賃上げの実施を表明した企業等

ウ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課営繕契約専門官　滝沢　俊輔　電話（代表）011―709―2311（内線5715）

⑵　入札説明書の交付期間及び交付方法　入札説明書は、令和６年９月９日から令和６年12月９日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く毎日、９時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)まで、電子入札システムにより交付する。

ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

⑶　申請書及び資料の提出期間及び提出方法　令和６年９月９日９時00分から令和６年10月10日14時00分まで、原則として電子入札システムにより提出すること。

⑷　積算に反映させるための見積価格書及び根拠資料を次のア～ウに従い提出すること。

ア　提出期間　申請書の提出期間に同じ。

イ　提出方法　原則として、上記⑶の申請書とあわせて、電子入札システムにより提出すること。

ウ　提出先　上記⑴に同じ。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和６年11月６日９時00分から令和６年12月９日12時00分まで（利付国債の提供の場合は令和６年11月25日12時00分まで。)〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課営繕契約専門官　電話（代表）011―709―2311　内線（5715）持参、書留郵便（提出期間内必着。)又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書等の提出方法　入札書は、令和６年12月９日12時00分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

開札は、令和６年12月12日10時00分北海道開発局営繕部入札執行室にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行札幌支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局）又は銀行等の保証（取扱官庁　北海道開発局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行札幌支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道開発局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事